



鳥取県公報

令和4年1月21日（金）
第9367号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（24）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（25）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（26）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（27）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（28）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	生産事業者講習会の開催（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（情報政策課）・・・・・・・・・・ 4
	落札者の決定（〃）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
ユアファーマ 株式会社	米子市両三柳 2453-1	ローリエ薬局角盤 店	米子市角盤町四丁 目99	育成医療、更生医 療、精神通院医療	令和4年1月1日

鳥取県告示第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグ米子淀江店 米子市淀江町中間1091-1ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年9月5日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,442平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 - 位置 9の書類に記載のとおり
 - 収容台数 176台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 - 位置 9の書類に記載のとおり
 - 収容台数 77台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 - 位置 9の書類に記載のとおり
 - 面積 120平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 位置 9の書類に記載のとおり
 - 容量 30.1立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 - 令和4年1月4日
- 9 縦覧に供する書類
 - 届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
 - 令和4年1月21日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
 - 鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出
 - 大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第26号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量、空中写真測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業地域 日野川水系直轄管理区間（米子市並びに西伯郡日吉津村、南部町及び伯耆町）
- 3 終了年月日 令和3年12月24日

鳥取県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問入浴	米子市米原四丁目4-11	令和3年12月28日	令和4年1月31日	訪問入浴介護

鳥取県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問入浴	米子市米原四丁目4-11	令和3年12月28日	令和4年1月31日	介護予防訪問

レラ	浴	丁目 4-11		入浴介護
----	---	---------	--	------

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月25日（金）午前9時から午後4時まで
 (2) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎4階農林水産部会議室

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、県が配布する納付書により納付すること。

5 受講申込手続

所定の受講申込書に手数料の納付済証を貼り付け、令和4年2月4日（金）までに東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局又は西部総合事務所農林局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して知事に提出すること。

なお、郵送等による場合は、同日までに到達したものに限り、受け付ける。

6 携行品

筆記用具

7 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催場所若しくは開催方法の変更又は開催の延期を行うことがある。この場合、変更等の内容は鳥取県森林づくり推進課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shinrindukuri/>）に掲載する。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県共通基盤システム構築・保守等業務 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年11月30日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 376,280,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種 |

の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANNW分離システム賃貸借（再リース）業務
2 契約方式 随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年12月21日
4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
5 契約金額 66,697,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務 一式
2 契約方式 一般競争入札
3 落札日 令和3年11月12日
4 落札者の名称及び所在地 セコム山陰株式会社
島根県松江市北陵町34
5 落札金額 31,640,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 令和3年10月1日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220